

令和7年度 コンプライアンスに係る校内ルール

岡山県立玉野光南高等学校

1 教職員と生徒との携帯電話等による個別連絡について

携帯電話番号やメールアドレス等の交換、また携帯電話、スマートフォンやSNS・メール等を利用した個別連絡は、原則禁止とする。特別に必要な事情がある場合は、事前に管理職及び保護者の許可を得ることとし、必要がなくなったときにはその情報を破棄する。

2 個別指導について

個室での個別指導は原則禁止とし、複数の教員で対応する。やむを得ず個別指導の必要がある場合には、必ず他の教職員または管理職に場所と時間を連絡・報告する。

3 教員の自家用車への生徒同乗について

教職員の自家用車に生徒を同乗させることは、原則禁止とする。ただし、公共交通機関等の制約があるなどやむを得ない場合には、事前に管理職及び保護者の許可を得る。

4 公金等の取扱について

学校徴収金については、保護者負担の軽減に努めるとともに、決算及び監査の結果を管理職が点検し、保護者に伝える。検定、校外模試、部活動費等についても同様とする。

5 情報の管理について

個人情報の持ち出しは、原則禁止とする。ただし、特別に必要な事情がある場合は、管理職の許可を得たうえで必要最小限の持ち出しとし、持ち出した個人情報は、盗難・紛失がないよう管理を厳重に行う。

6 教職員の校内での携帯電話使用について

校内では、原則として個人の携帯電話、スマートフォンやICT機器を持ち歩くことを禁止とする。緊急連絡・記録用として校内で使用する際には、管理職の許可を得る。

7 クラウドサービスの利用について

教育活動におけるクラウドサービスの利用にあたっては、学校で許可されたICTツール・アカウントのみ使用し、ログ等で使用履歴を確認できるようにする。